

## 被扶養者現況届

提出年月日 年 月 日

この届は被扶養者の認定に必要なもの  
ですから正確に記入してください。  
(記載内容の秘密は厳守します。)

被保険者の記号		番号	
所 属			
被保険者氏名			

## 申請する被扶養者の

氏名	生年月日	年齢	続柄	同居・別居の区別
				同居・別居

## 被扶養者となる人の必要書類

- ・直近の所得証明（ただし23歳未満の学生で無収入の場合は学生証の写し）
- ・現在働いている人…雇用契約書の写し又は直近3ヶ月の給与明細書の写し
- ・会社を退職した人…離職票Ⅰ、Ⅱの写し。失業給付をもらい終えた人は支給終了印のある「雇用保険受給資格者証」の写し
- ・自営業または不動産収入等がある人…直近2年の確定申告書の写しと損益計算書の写し（もしくは收支内訳書の写し）
- ・年金受給者…年金支払通知書の写し、傷病手当金や出産手当金や休業補償等の受給者…各支払通知書の写し
- ・別居している場合は…直近3ヶ月の仕送り明細書の写し
- ・必要に応じて生計維持に関する証明書を提出していただきます

## 直近まで加入していた保険

( )協会けんぽ	( )組合健保	( )任意継続	( )国民健康保険	( )_____の被扶養者
( )未加入				

## 扶養申請する理由

( )退職	退職年月日	年 月 日
( )結婚	婚姻年月日	年 月 日
( )収入減	年間収入	円 から 円に減った
( )その他	理由:( )	

## [1]勤労収入、副業収入、農業収入、不動産収入、利子配当収入、事業収入等はありますか

( )有 収入の種類 < _____ >	年間収入 円 …自営業の場合、売上高を年収と見ます
給与収入者は、平均的な月額給与 _____ 円 年間賞与 _____ 円	雇用契約書の写し又は
( )無	直近3ヶ月の給与明細書の写しを添付

## [2]年金について

各種公的年金（老齢年金・障害年金・遺族年金）、恩給、私的年金の受給はありますか
( )有又は近いうちに受ける予定…年金支払通知書の写しを添付
受給する年金の種類 < 年金 受給額(年額) _____ 円

## [3]所得税法上の扶養に入っていますか

( )はい	
( )いいえ 理由:( )	

## [3]雇用保険の失業給付は受けていますか

( )これから申請 → 離職票Ⅰ、Ⅱの写しをまず添付、後日職安で認定されたら雇用保険受給資格者証の写しを送付
( )当分は申請しない、受給延長申請する → 離職票Ⅰ、Ⅱの写しを添付、後日「受給延長申請」の写しを送付
( )手続中 → <u>失業給付も収入になりますので、受給中は扶養から外れます</u>
( )失業給付を受給完了 → 完了日が記載されている雇用保険受給資格者証の写しを添付
( )受給資格がない → 離職票Ⅰ、Ⅱの写しを添付
( )受けない → 離職票Ⅰ、Ⅱの写しを添付 (理由を記入) _____
※ 離職票がまだ交付されていない場合、まずは退職証明書を添付してください

## [4]傷病手当金、出産手当金、労災の休業補償を受けていますか又は受ける予定ですか

( )有 → 傷病手当金支払通知書、出産手当金支払通知書、休業補償等支給通知書の写しを添付
給付名 受給期間 年 月 日～ 年 月 日(予定)
給付日額(予定) 円
( )無

## [5]被扶養者と別居の方へ

毎月の仕送り額はいくらですか(仕送り額は被扶養者の収入以上であること)

円

※直近3ヶ月分の送金証明(振込明細書、預金通帳、現金書留送付控え等)の写しを添付

## [6]被扶養者の配偶者の有無(被扶養者が妻・夫以外の場合)

配偶者が加入している保険

< >協会けんぽ、組合健保、任意継続 … ( ·被保険者 ·扶養者 )

< >国民健康保険 < >後期高齢者医療保険健康保険

配偶者の年間収入 \_\_\_\_\_ 円

( )無 < >死別 < >離婚 < >未婚 < >その他( )

## [7]家族構成

氏名	続柄	年齢	職業	月収	居住の区別
	本人			円	同居・別居
				円	同居・別居
				円	同居・別居
				円	同居・別居
				円	同居・別居

本届は事実と相違ありません。届出の要件が事実と異なることが判明した場合は、本届出の要件と事実が相違した日に遡って認定を取消し、その間当健康保険組合が支給した医療費及び給付金等の全額を返還いたします。

また申請した被扶養者の年間収入が130万円(60歳以上又は障害者は180万円)を超えると思われるときは、必ずキクチ健康保険組合に届け出し、すみやかに被扶養者から外します。

平成 年 月 日

被保険者氏名 \_\_\_\_\_

キクチ健康保険組合 殿

## 健康保険の被扶養者になる条件

被保険者(本人)の3親等以内の親族で、主としてその被保険者により生計を維持するもの

## 「被保険者の3親等以内の親族」とは

## 同居でも別居でもよい

- ①配偶者(内縁でもよい)
- ②子、孫、兄弟
- ③父母などの直系尊属

## 被保険者同居が条件

- 1.左記以外の3親等以内の親族
- 2.被保険者の内縁の配偶者の父母・連れ子
- 3.内縁の配偶者死亡後の父母・連れ子

## 「主として被保険者により生計を維持する」とは

被扶養者の毎月の生計費の半分以上を、被保険者が毎月持続的に維持している状態をいいます。

具体的には被扶養者の年間収入が130万円未満(60歳以上または障害者の場合は180万円未満)で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること。そして被保険者は被扶養者の生計の半分以上を支えることができる経済能力があること。

19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)は年間収入が150万円未満であること、年齢は被扶養認定が属する年の12月31日時点で判定。

※仕送方法は第三者でも確認できる銀行振込み等であること。

